

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二号）

- 1 国際課の所属を経営支援本部から農林水産商工本部に移管し、同課の名称を国際交流課に改め、同本部の新産業課及び新エネルギー産業振興課を統合し、同本部に新エネルギー・産業振興課を置き、県土づくり本部の水資源対策課を廃止することとした。（第三条関係）
- 2 ぐらし環境本部の循環型社会推進課、農林水産商工本部の雇用労働課、流通課及び商工課並びに県土づくり本部の河川砂防課の分掌事務の一部を改めるとともに、国際交流課及び新エネルギー・産業振興課の分掌事務を定めることとした。（第七条、第九条、第一条及び第一三条関係）
- 3 新エネルギー・産業振興課に基礎科学・新領域振興室を、河川砂防課に水資源調整室を、空港・交通課に地域交通対策室を置き、国際課の国際戦略室を廃止することとした。（第一六条関係）
- 4 国際戦略推進監の所属を経営支援本部から農林水産商工本部に移管し、同本部のエネルギー管理技術監を廃止することとした。（第二一条関係）
- 5 統括本部に置かれた職にある者の一部は東北地方太平洋沖地震による被災者の受け入れ支援に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部に置かれた職にある者の一部は海外施策の総合調整及び推進に関する事務の一部を処理することとした。（第二五条関係）
- 6 地域生活リハビリセンターは、健康福祉本部の所管に属することとした。（別表関係）
- 7 その他所要の改正を行うこととした。
- 8 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。
- 9 佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則について、所要の改正を行うこととした。